

改正素案①	現行	改正素案②
前文 地方議会は、二元代表制のもと、町民の代表機関として、町政に対する監視及び評価、調査、政策の立案及び提言並びに意思決定の機能を発揮し、地方自治の本旨の実現を目指します。 芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、芽室町自治基本条例に定める議会の役割と責務を踏まえ、町長等との緊張関係を保持しながら、町民全体の福祉の向上と持続可能で豊かなまちづくりの実現に向けて活動します。 議会は、町民への積極的な情報公開と分かりやすい情報発信に努め、町民との対話及び多様な参加の機会を通じて町民の意思や地域の課題を把握し、自由闊達な討議と熟議により、町民にとって最も有	前文 地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。 芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成 19 年芽室町条例第 3 号）による議会の役割と責務に基づき、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。	前文 地方議会は、二元代表制のもとで、行政機関の監視、調査、政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指しています。 芽室町議会（以下「議会」といいます。）は、町民の<u>直接選挙</u>によって選ばれた議員（以下「議員」といいます。）で構成し、本町の最高規範である芽室町自治基本条例（平成 19 年芽室町条例第 3 号）による議会の役割と責務に基づき、町長<u>等との</u>、~~教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「町長等」といいます。）~~と緊張関係を保持しながら、町の最高意思決定機関であることを認識し、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展のために活動します。

改正素案①	現行	改正素案②
益な結論を導く責務があります。 議会は、主権者教育及び政治参加の促進に努め、年齢、性別、職業、生活環境その他の違いにかかわらず、多様な町民の声が町政に反映される議会を目指します。また、情報通信技術等を活用し、議会活動の透明性と可視性を高めるとともに、将来世代への責任を自覚し、持続可能な議会運営に取り組みます。 議員は、不断の研鑽により自らの資質を高め、町民参加を基本として、町民の負託に応える責務があります。 よって、議会は、公正性及び透明性を確保し、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。	また、議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。 議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。 よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。	~~また、~~議会は合議制の議事機関であり、町民への積極的な情報の公開、共有と説明責任の遂行により、町民の意思を的確に把握し、自由かつ達な討議を通じて、最も有益な結論に導いていく責務があります。 <u>また、町民一人ひとりが主権者として地域の課題に関心を持ち、自ら考え、議論し、まちづくりに主体的に参画することが、住民自治の実現と持続的な発展に不可欠であります。議会は、町民との対話と交流を深めるとともに、こどもや若者をはじめとする幅広い世代が、議会及び議員の役割と責務への理解を深め、地域社会の形成に主体的に参画する意識と力を育む主権者教育を推進します。</u> 議員は、研鑽を積み、町民参加を基本としてまちづくりを推進する責務があります。

改正素案①	現行	改正素案②
		よって、議会の公正性・透明性を確保するとともに、「 ~~わ~~ ~~分~~ かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定します。
(町民参加及び町民との連携) 第 8 条 略 2 略 3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、審議する政策及び課題の内容に応じて、参考人制度及び公聴会制度その他の方法を活用し、町民の意向並びに学識経験者等の専門的かつ政策的識見を議会の審議及び意思決定に反映するよう努めます。 →「審議」は本会議を想定した用語と思われる。「審議及び審査」としてもよいが、もっとシンプルでもいいのでは。	(町民参加及び町民との連携) 第 8 条 略 2 略 3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。	(町民参加及び町民との連携) 第 8 条 略 2 略 3 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度や公聴会制度~~などを十分に~~活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的かつ政策的識見等を議会の意思決定に反映します。

改正素案①	現行	改正素案②
4 略 5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保します。開催に当たっては、対象者、テーマ、開催場所及び時間、オンラインその他の参加方法を工夫し、多様な町民が参加しやすい環境づくりに努めます。 →後段はあえて記載する必要はなく、現行のままでいいのでは。 6 議会は、前項により聴取した意見を整理し、議会活動及び政策形成に活用するとともに、意見の取扱い及び検討結果を町民に分かりやすく公表するよう努めます。 →第1項で「議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。」としており、あえて追加する必要はないのでは。	4 略 5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。	4 略 5 改正なし 6 追加なし 6. 議会は、町民が主権者としての意識を育み、議会及び議員の役割と責務への理解を深めるとともに、地域の課題について考え、議論し、まちづくりに主体的に参画することができるよう、主権者教育の推進に努めます。

改正素案①	現行	改正素案②
(議会広報の充実) 第9条 議会は、町政に係る論点及び争点、審議の経過並びに議決の内容について、議会独自の視点から町民に分かりやすく周知します。 →第8条第2項で「審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。」とあることから、あえて追加する必要はないのでは。 2 議会は、議会だより、ホームページ、会議の映像配信、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の情報通信技術を活用した手段など、多様な広報手段を用い、町民が必要な情報を入手しやすい環境を整えます。 →具体的な手法は、「(仮称)芽室町議会広報広聴ビジョン」に記載すれば、あえて追加する必要はないのでは。 3 議会は、年齢や情報の利用環境等に配慮し、図解、動画、字幕その他の方法を活用するなど、議会活動及び町政の課	(議会広報の充実) 第9条 議会は、町政に係る論点、争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。 2 議会は、情報通信技術（ICT）の発展を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。 (新設)	(議会広報の充実) 第9条 改正なし 2 改正なし 3 追加なし

改正素案①	現行	改正素案②
題が理解されやすい情報発信に努めます。 →具体的な手法は、「（仮称）芽室町議会広報広聴ビジョン」に記載すれば、あえて追加する必要はないのでは。 4 議会は、広報活動の効果を検証し、町民の意見を踏まえて、その内容及び方法の改善に努めます。 →この条文だけ「検証」「改善」を記載する必要があるか。第10条第3項で「議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い」とあることから、あえて追加する必要はないのでは。	(新設)	4 追加なし
（議会白書及び議会の自己評価） 第10条 議会は、議会及び議員の活動内容を町民に公表し、議会活動に関する情報を共有することにより、議会活動の透明性を高め、その活性化を図ります。 →言い回しの変更であり、あえて変更する必要はないのでは。	（議会白書、議会の自己評価） 第10条 議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図ります。	（議会白書、議会の自己評価） 第10条 改正なし

改正素案①	現行	改正素案②
2 議会は、議会の組織、会議の開催状況、審議及び議決の状況、町民参加の状況その他議会活動に関する基礎的な資料及び情報を整理し、議会白書として町民に公表します。 →「1年ごと」をやめるのであれば、変更が必要だが、タイムリーな情報提供の観点から、毎年公表すべきでは。 3 議会は、議会の役割及び責務が果たされているかを検証するため、議会活動について定期的に自己評価を行います。自己評価に当たっては、評価の目的及び観点を明確にし、必要に応じて活動実績を示す指標等を用いるとともに、評価結果及び今後の改善方針を町民に公表します。 →「1年ごと」をやめるのであれば、変更が必要だが、タイムリーな情報提供の観点から、毎年公表すべきでは。後段は手法論であり、あえて追加する必要はないのでは。	2 議会は、議会の基礎的な資料・情報、議会の評価等を1年ごとに調製し、議会白書として町民に公表します。 3 議会は、議会の活性化に終えんがないことを常に認識し、議会としての評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表します。	2 改正なし 3 改正なし

改正素案①	現行	改正素案②
4 議会白書及び自己評価の実施に関し必要な事項は、議長が別に定めます。	4 議会白書及び議会としての評価に関して必要な事項は、議長が別に定めます。	4 改正なし
(自由討議による合意形成) 第 16 条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、議員相互の自由闊達な討議を基本として運営します。 →第 3 条(3)で、「議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。」とあることから、あえて追加する必要はないのでは。 2 議会は、本会議及び委員会等において、議員間の討議に必要な論点及び争点を明確にし、議員が相互に意見を述べ、異なる意見を理解しながら議論を深める機会を確保します。 →言い回しの変更であり、あえて変更する必要はないのでは。 3 議長及び委員長は、議員が討議に参加しやすいよう進行を工夫し、必要に応じて論点の整理、討議の区切り又は少人	(自由討議による合意形成) 第 16 条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。 2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。 3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。	(自由討議による合意形成) 第 16 条 改正なし 2 改正なし 3 改正なし

改正素案①	現行	改正素案②
数での意見交換等を行うことができます。 →手法論であり、あえて追加する必要はないのでは。 4 議会は、議員提出議案、町長提出議案、請願及び陳情等について結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くし、合意形成に努めるとともに、結論に至った経過及び理由について町民への説明責任を果たします。 →言い回しの変更であり、あえて変更する必要はないのでは。 5 議員は、条例、意見書等の議案の提出に積極的に努め、議員相互の討議を通じて政策形成及び合意形成を図ります。 →言い回しの変更であり、あえて変更する必要はないのでは。	4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。 5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。	4 改正なし 5 改正なし
(議員政策討論会の開催) 第 17 条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題について、議会としての共通認識を深め、政策形成能力の向上及び	(議員政策討論会の開催) 第 17 条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能	(議員政策討論会の開催) 第 17 条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能

改正素案①	現行	改正素案②
政策提言につなげるため、議員政策討論会を開催します。 →あえて「政策提案」を記載するのであれば意味はある。 2 議員政策討論会は、必要に応じて開催するほか、議会活性化計画等に基づき、年間の活動計画に位置付けるよう努めます。 →政策討論会を全議員が意識するためにあえて記載する。 3 議員政策討論会のテーマ、進行、成果の取りまとめ及び公表その他必要な事項は、議長が別に定めます。	力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。 (新設) 2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。	力の向上~~を図る~~及び政策提言につなげるため、議員政策討論会を開催します。 2 議員政策討論会は、議会活性化計画に位置付けるほか、必要に応じて開催します。 3 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。
(議会事務局の体制整備) 第 22 条 略 2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の専門性及び機能の強化並びに組織体制の整備を図ります。これに当たっては、法務、財務、政策調査、情報通信技術の活用その他議	(議会事務局の体制整備) 第 22 条 略 2 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図ります。なお、当分の間は、執行機関の法務及び財務機	(議会事務局の体制整備) 第 22 条 略 2 改正なし

改正素案①	現行	改正素案②
会活動を支援する機能の充実に努めます。 →町側と協議が必要。時間的には厳しく、あえて変更する必要はないのでは。 3 略	能の活用、職員の併任等を考慮します。 3 略	3 略
(議会図書室の充実) 第 23 条 議会は、法第 100 条第 18 項の規定により、議会図書室を適正に管理及び運営し、議員の調査研究並びに議会の政策形成に必要な資料及び情報の収集、整理及び提供に努め、その機能の充実に図ります。 2 議会図書室は、議員のみならず、町民及び町長等も利用することができます。 3 議会は、町民が議会図書室及び所蔵資料を利用しやすい環境づくりに努めます。 →あるべき姿の共有が先であり、あえて変更する必要はないのでは。	(議会図書室の充実) 第 23 条 議会は、法第 100 条第 18 項の規定により、議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その機能を強化します。 2 議会図書室は、議員のみならず、町民、町長等においても利用することができます。 (新設)	(議会図書室の充実) 第 23 条 改正なし 2 改正なし

改正素案①	現行	改正素案②
(議会運営の原則) 第 27 条 略 2 議会は、町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を紙媒体又は電子媒体その他適切な方法により提供するなど、町民が審議の内容を理解しやすく、傍聴に参加しやすい議会運営に努めます。 →言い回しの変更であり、あえて変更する必要はないのでは。 3 略	(議会運営の原則) 第 27 条 略 2 議会は、芽室町議会傍聴条例（平成 24 年条例第 34 号）に定める町民等の傍聴に関して、議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営を行います。 3 略	(議会運営の原則) 第 27 条 略 2 変更なし 3 略
(議員定数) 第 28 条 略 2 略 3 議員定数の改正に当たっては、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、議員が改正理由を明らかにして提案することを原則とします。 →議員定数を決めるのは議会であり、あえて変更する必要はないのでは。	(議員定数) 第 28 条 略 2 略 3 議員定数の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとしす。	(議員定数) 第 28 条 略 2 略 3 変更なし

改正素案①	現行	改正素案②
(報酬等) 第 29 条 略 2 及び 3 略 4 報酬等の改正に当たっては、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、議員が改正理由を明らかにして提案することを原則とします。 →今回の件を踏まえ、変更することは意味がある。	(報酬等) 第 29 条 略 2 及び 3 略 4 報酬等の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、必ず議員が提案するものとします。	(報酬等) 第 29 条 略 2 及び 3 略 4 報酬等の改正については、法第 74 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して、<u>~~必ず~~議員が提案するものを原則とします。</u>